

御船町農業委員会会議録

平成29年3月10日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 29 年 3 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 3 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 3 時 00 分
2. 場 所 御船町役場庁舎 3 階 大会議室
3. 出席委員（18 名）

会 長 1 番 鶴野 幸典	
会長職務代理者 2 番 富田 早苗	
委 員 3 番 荒木 義一	委 員 12 番 藤村 俊治
委 員 4 番 竹崎 幸雄	委 員 13 番 藤田 邦弘
委 員 5 番 山本 富士夫	委 員 14 番 河地 友好
委 員 6 番 田中 安男	委 員 15 番 芥川 誠
委 員 7 番 緒方 顯治	委 員 16 番 藤本 隆盛
委 員 8 番 川地 良一	委 員 17 番 松岡 信浩
委 員 9 番 上田 洋介	委 員 18 番 江藤 弘
委 員 10 番 山下 啓四郎	委 員 19 番 吉住 健二
委 員 11 番 後藤 博文	委 員 20 番 荒木 崇
欠 席 20 番 荒木 崇	

議事日程

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案第 12 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 5 議案第 13 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 6 議案第 14 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 7 議案第 15 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
- 8 議案第 16 号 農地中間管理事業法律第 19 条について
- 9 議案第 17 号 農作業賃金について
- 10 報告第 5 号 耕作証明書発行の件について
- 11 その他

4. 農業委員会事務局職員

課 長 松永 正夫
係 長 山下 直樹
主 事 白石 加奈子

1 開会

開 会 (事務局) こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 29 年 3 月の総会を始めさせていただきます。本日は 18 名の委員さんの出席があります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会第 6 条に基づき委員さん 18 名の委員御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。只今より平成 29 年 3 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会議規則第 4 条に基づき鶴野会長お願いいたします。鶴野会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。こんにちは、先ほどは、中間管理機構の内容の説明がございました。時間も経過しておりますが、各委員さん方には先月の農業委員研修がございました。多数の参加に感謝いたします。2 月 15・16 日に上益城郡の農業委員会協議会で、会長・副会長・事務局長の研修が、鹿児島で実施されました。内容につきましては、本日、声が出ませんのでご勘弁ください。申し訳ありません。

早速ではありますが、3 月の総会を開催いたします。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。11 番 後藤委員 12 番 藤村委員を指名いたします。宜しく願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 12 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 12 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局 はい、1ページをご覧ください。議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。平成29年3月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典 2ページをご覧ください。議案書3条①の申請です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇地番△△ 地目田 面積△㎡。
譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇△丁目△
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地△ 〇〇 〇〇
理由 3条許可所有権移転です。1件1筆、町許可分の申請です。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3条申請で所有権移転1件1筆、町許可分を提案いたしました。①の申請について要件等の説明をお願いいたします。

事務局 はい、①の件について説明いたします。相続により農地を取得いたしました。が、町外在住で、管理が出来ないので、隣接者である譲受人へ所有権を移すということで今回の申請に至った。それでは、机上配布しております農地法第3条の調査書に基づき説明いたします。第2項第1号（全部効率利用要件）につきましては、取得後は、水稻の栽培をする約束をされました。又、農機具保有状況と労働力とも認められると判断しております。第2項第4号（常時従事）要件に関しましては、必要な農作業に常時従事されることが認められます。第2項第5（下限面積）要件につきましても、年間作業日数も150日以上であり認められ、取得後の面積も50a以上の農地耕作しており御船町が定める下限面積を上回っております。第2項第6号転貸禁止要件についても、自ら耕作管理することを約束されました。第2項第7号地域との調和要件として、田として耕作管理し、周辺地域へ支障きたさないことを約束されました。以上のことから、事務局といたしましては、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。3条につきましては、担当委員の16番委員お願いいたします。

16番 はい、現地確認に参りました。話を伺ったところ事務局から説明があった通りであります。よって問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局及び担当委員から説明がございました。3条の①件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

ございませんか。

全委員 はい、ございません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、議案第13号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案13号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。
平成29年3月10日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
4ページをご覧ください。

議案書(4条)①です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林です。

議案書(4条)②です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇〇△△ 地目田 面積△㎡。

大字〇〇字〇〇△△ 地目田 面積△㎡。

田2筆 計△㎡

所有者の住所氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町〇〇〇△△番地
〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用目的植林です。

議案書(4条)③です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 植林1筆です。

議案書(4条)④です。

物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目畑 面積△㎡

所有者の住所氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由4条許可(県)転用の目的 農業用倉庫の申請です。

4件5筆となっております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4条の申請4件5筆でした。事務局より許可の要件等の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第 13 号受付番号① ○○ ○○

実質審査表に基づき説明いたします。場所から説明させていただきます。現地は○○の○○○であります。議案書 7 ページを確認ください。○○橋を渡り、右折し○○○集落へ入った箇所であります。農地の区分といたしましては、2 種農地と判断しております。面積につきましては、△m²であります。転用目的としては、役場より直線で 4 km 位離れ、周囲は山林に囲まれている、畑地の一角である。約 40 年前までは畑作として管理しておりましたが、道路も狭く、大型機械も入らないため、植林して、現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと思われれます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままでの利用であるため、問題ないと思われれます。計画の妥当性は、畑 1 筆△m²を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少なく、下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してあります給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透の計画で、雑排水・汚水排出予定はありません。8 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。9 ページに追認でありますので、始末書が提出されております。10 ページが現状の写真であります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4 条の山林への転用申請でした。担当委員 6 番委員説明をお願いいたします。

6 番

はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際

に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくお願
いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。皆さんから何か質問ご意見
等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い
たします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、
②の許可要件の説明をお願いいたします。

事務局 はい、11 ページをご覧ください。

議案第 13 号受付番号②番 ○○ ○○。

農地の区分といたしましては、第 2 種農地と判断しております。
場所につきましては 13 ページに載せております。○○町と○
○町の町境であります。面積が△㎡であります。転用目的とし
て、役場より直線で 15 k m 位離れている。周囲は山林に囲ま
れている。熊本地震及び土砂災害において水路が被害を受け、
水稻栽培が難しくなった。用水が取れなくなり、周囲も山林で
あるため、今後は植林し山林として管理する計画を立て、
農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作するよ
うな農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いと
ころで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されま
す。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。

通帳の写しにより事業に必要な資金を有しているため、問題な
いと判断されます。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同
意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在し
ません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、
工期は、許可日から平成 29 年 6 月 30 日までの計画であり、
特に、問題はありませぬ。計画面積の妥当性は、田 2 筆△㎡で
あり、山林としては妥当であると判断いたしました。周辺の農
地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ
転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そ
の他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございませ
ん。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、

周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。雨水表面排水は、隣接の道路側溝側に接続する。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。6 ページに記載してありますが、給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、自然地下浸透、雑排水・汚水排出予定はありません。14 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。15・16 ページに現在の写真を載せてあります。ご確認ください。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4 条の山林申請でした。担当委員 11 番委員説明をお願いいたします。

11 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。熊本地震による水路の崩壊で水稻栽培が出来なくなったため転用と判断された申請でした。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、③番の許可要件等の説明をお願いいたします

事務局 17 ページをご覧ください。

議案第 13 号受付番号③番 ○○ ○○

場所につきましては、19 ページに記載しております。○○○を上り○○○公民館と○○へ行く三叉路の道上のところであります。立地区分として第 2 種農地と判断しております。役場より 8 km ほど離れており、周囲を山林に囲まれた農地である。約 55 年前は、畑作として利用していたが、機械も入らず、日照も悪く、道路幅員も狭いなど耕作条件も悪いため、植林を現在しています。現在は、山林として管理していることから、今回、農地法第 4 条申請に至った。周辺は周囲に担い手が耕作す

るような農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準です。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと思われる。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無としては、転用の妨げになる権利を有する者は存在しません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状のままで利用であるため、問題ないと思われまます。計画面積の妥当性は、畑1筆△㎡を山林にする計画であり、妥当と判断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無としては、申請地を山林へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ない。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。18 ページに記載してあります給排水計画であります。給水に関しましては、利用無しで、雨水排水に関しましては、地下浸透の計画で、雑排水・汚水の排出予定はありません。20 ページに配置図、排水計画図が記載してあります。21 ページに追認でありますので、始末書が提出されております。22 ページが現状の写真であります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。4条の山林申請でした。担当委員15番委員説明をお願いいたします。

15 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。周辺は山林に囲まれておりまして、何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしく願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断い

たします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、④の許可要件の説明をお願いいたします。

事務局

はい、23 ページをご覧ください。

議案第 13 号受付番号④番 ○○ ○○

場所につきましては、25 ページに記載しております。○○○
○の町道が走っておりますが、中間ぐらいであります。立地区
分として第 2 種農地と判断しております。面積としては、△m²
であります。役場より 3k m ほど離れており、申請者は農業を
営んでいるが、農地転用の前に農業用倉庫を建築しており違反
転用の状態を解消するために今回、農地法第 4 条申請に至った。
周辺は周囲に担い手が耕作するような農地もなく将来的にも
農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手へ
の集積も問題は無いと判断されます。続きまして、一般基準で
す。資力及び信用です。現状のままの利用であり、問題ないと思
われる。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無
としては、転用行為の妨げになる権利を有する者は存在しませ
ん。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、現状の
ままの利用であるため、問題ないと思われます。計画面積の妥
当性は、畑 1 筆△m²を農業用倉庫にする計画であり、妥当と判
断いたしました。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無
としては、申請地を農業用倉庫へ転用することで周囲に残る農
地の集団化や農作業の効率化、その他農業上の総合的な利用に
支障を及ぼす恐れはございません。また同農地は将来的に農業
投資の可能性は少ないところで、周辺の農地への日照、通風等
で支障を及ぼす恐れは少ない。下流域の農業用排水施設への支
障は少ないものと判断されます。24 ページに記載してありま
す給排水計画ではありますが、給水に関しましては、利用があり、
北側の上水道から、引き込んでありました。雨水排水に関しま
しては、地下浸透とする計画、北側道路側溝へ放流する計画で
あります。雑排水・汚水排出予定はありません。26 ページに
配置図、排水計画図が記載してあります。27 ページに追認で
ありますので、始末書が提出されております。28 ページが現
状の写真であります。

以上なことから、総合的に判断したところ許可相当と判断いた
します。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。4 条の農業用倉庫申請でした。

担当委員 12 番委員説明をお願いいたします。

12 番 はい、只今、事務局より説明があった通りでございます。実際に現地確認へ参りました。何ら問題は無いと判断しております。審議の程をよろしくをお願いいたします。
以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。皆さんから何か質問ご意見等がございましたらお願いいたします。

全委員 異議なし。

議 長 意見等もないようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、議案第 14 号を提案いたします事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、29 ページをご覧ください。

議案第 35 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 29 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。

次のページをご覧ください。

議案書 5 条は、6 件の申請がありました。

物件の表示① 大字〇〇字〇〇〇地番△ 地目 田
面積△m²

譲渡者の住所・氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇町△番△号
〇〇 〇〇

大字〇〇字〇〇〇地番△△ 地目 田
面積△m²

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇町△丁目△番△号
〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇区〇〇〇△丁目△番△
〇〇 〇〇

面積 田 2 筆△m² 理由 5 条許可所有権移転 転用目的 貸
駐車場。

②物件の表示 大字〇〇字〇〇〇 地番 △△
地目 畑 面積 △m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇〇△番地〇〇団地△△
〇〇 〇〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 貸駐車場です。

③物件の表示 大字〇〇字〇〇 地番△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名大字〇〇△番地〇〇〇△号 〇〇〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 個人住宅。

④物件の表示 大字〇〇字〇〇△△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇 △△番地△ 〇〇 〇〇

物件の表示 大字〇〇字〇〇 △ 地目畑 面積△m²

譲渡者の住所 氏名 大字〇〇 △番地△ 〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 大字〇〇△番地△ 〇〇 〇〇

理由 5条許可所有権移転 転用目的 共同住宅です。

田1筆、畑1筆 計△m²

⑤物件の表示 大字〇〇字〇△ 地目畑 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇△番地△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇市〇〇△△番地△

株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定(事業計画変更) 転用目的 工事現場事務所(一時転用)です。

畑1筆計△m²です。

⑥物件の表示 大字〇〇字〇〇〇7△△ 地目田 面積△m²。

譲渡者の住所 氏名 〇〇県〇〇〇郡〇〇町大字〇〇△-△

〇〇 〇〇

譲受者の住所 氏名 〇〇県〇〇町〇〇△番地△

〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇

理由 5条賃借権設定(事業計画変更) 転用目的 工事現場事務所(一時転用)です。

以上農地法第5条所有権移転及び5条賃借権設定合計6件です。

議 長

はい、ありがとうございました。6件8筆です。では、①番の許可要件等の事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、31ページをご覧ください。

議案第14号受付番号①番 〇〇 〇〇

場所に関しては、33ページをご覧ください。場所につきましては、〇〇前の〇〇〇〇を〇〇〇へ進み右手に〇〇〇〇がありますが、先隣であります。耕作放棄地状態となっております。

立地条件から説明いたします。農地の区分ですが第3種農地と判断いたしました。判断理由といたしましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種中高層住居専用地域）内に定められた農地であるためです。面積につきましては、652㎡であります。農地の区分と転用目的としては、申請地は役場より直線で0.5km位離れた東側を鉄塔用地、西側を仮設住宅用地、北側を道路・水路、南側を里道に囲まれた水田の一角である。申請人は、周囲には店舗・事務所、住宅地が存在し、近年宅地化されており、近隣の事務所及び住宅から駐車場整備の要望が上がっていることから、地権者と交渉した結果話がまとまったため、今回農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、資金につきましては自己資金で対応ということで残高証明書において確認したところ特に問題は無いと判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、工期は平成29年4月1日に着手し、平成29年9月30日までに工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、田2筆△㎡の敷地に貸駐車場（12台）の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、貸駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画・場内浸透処理を行ったあと、水路へ放流であります。34ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は35ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。はい、ありがとうございます。貸駐車場への転用でございます。担当の14番委員お願いいたします。

議 長

14 番

はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取

ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。事務局、農業委員の意見をお伺いいたしました。現況は、耕作していないようですね。皆さんの方で何かご意見等がございましたらお願いいたします。ございません。

全委員

議 長

意見等がございませんので、①に関して、許可相当であると思われる方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と決定いたします。続きまして、②の件について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、36 ページをご覧ください。

議案第 14 号 受付番号②番 ○○ ○○

農地の区分としては、2 種農地と判断しております。場所につきまして、38 ページに記載しております。国道 443 号線を○ ○から○○へ行くと上りきったところに信号があります、それを右折したところのすぐ左手であります。○○○の隣になります。畑の一角であります。立地基準といたしまして、第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△m²であります。申請地は、役場より 3km ほど離れた東・北側を宅地、西側を雑種地の畑地であります。申請人は、近隣の事業所及び住宅から貸駐車場の要望があるため、今回、地域の活性化にも貢献出来ることから駐車場整備として農地法第 5 条申請に至った。周辺は未整備の小規模な畑作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、自己資金にて対応する計画であり、残高証明書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性として、工期は平成 29 年 4 月 1 日から平成 29 年 8 月 31 日に工事を完了する予定でございます。計画の妥当性ですが、畑 1 筆△m²、駐車場 21 台分の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を貸駐車場に転用することで周囲

に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、駐車場ということで、計画はありません。雨水に関しましては、砂利敷きで、地下浸透の計画であります。被害防除計画として、ありません。39 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 40 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。事務局からの要件等の説明でした。この地域の担当委員は、16 番委員説明をお願いいたします。

16 番 はい、事務局と一緒に現地確認へ参りました。この件に関しては、何ら問題はありません。審議の程をよろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、③番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、41 ページをご覧ください。

議案第 14 号受付番号③番。 ○○ ○○

場所につきましては、43 ページに記載しております、確認ください。○○の○○地区であります。国道 445 号線沿いに○
○があったところから左折し、すぐ左の農地であります。

立地基準から説明いたします。第 2 種農地として考えております。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より 3 km ほど離れた東側・北側を道路、西側・南側を農地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、現在、借家に居住しておりますが、子供も増えて手狭になった為、個人住宅建築

の計画を立て、農地法第5条申請に至った。周辺は未整備の小規模な水田作地帯で、周囲に担い手が耕作する農地もなく将来的にも農業投資の可能性は極めて低いところで、転用による担い手への集積も問題は無いと判断いたしました。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、住宅ローン事前審査結果連絡通知書により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成29年4月1日に着手し、平成29年12月31日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、田1筆△㎡に個人住宅の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を個人住宅へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、上水道を使用する計画です。排水に関しましては、汚水・雑排水は合併浄化槽による処理後道路側溝へ放流する計画であります。45ページに始末書を添付していただいております。整地されており、コンクリートも入っているため提出していただきました。雨水に関しましては、雨水浸透枡で処理、オーバーフロー分を道路側溝へ放流計画であります。砂利敷きで、雨水は、自然浸透の計画であります。44ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は46ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長

5 番

議 長

はい、事務局の説明と現地確認いたしました。周囲の同意も取ってあり何も問題はございません。審議の程をお願いいたします。以上です。

はい、ありがとうございました。只今、事務局・委員から説明

がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員
議長

ありません。

意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、④番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、47ページをご覧ください。

議案第14号 受付番号④番。 ○○ ○○

場所につきましては、49ページに記載しております、確認ください。○○○集落の中にある農地です。農地の区分としては、第3種農地と判断しております。都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第2種低層住居専用地域）に定められた農地である。面積といたしましては、△㎡であります。申請地は、役場より1.5kmほど離れた東側を道路、西側を農地、南側を雑種地・水路、北側を宅地に囲まれた水田の一角であります。申請人は、共同住宅を建築し、仮設住宅の撤去後の住宅不足解消及び不動産収入を得るため、それと震災復興にもつながることから、地権者と交渉した結果、話がまとまり農地法第5条申請に至った。続きまして、一般基準です。資力及び信用は、借入金にて対応する計画であり、事前審査結果通知により事業に必要な資金を有していると判断いたしました。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の有無といたしましては、抵当権が設定されている農地ではない。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性は、平成29年3月25日に着手し、平成30年3月25日までに工事を完了する予定でございます。計画面積の妥当性ですが、田1筆畑1筆△㎡（事業面積△㎡）の敷地に共同住宅1棟・駐車場の計画であり、配置等については妥当と判断いたします。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、申請地を共同住宅・駐車場へ転用することで周囲に残る農地の集団化や農作業の効率化、そのほか農業上の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはありません。また、同農地は将来的に農業投資の可能性は少ない。周辺の農地への日照、通風等で支障を及ぼす恐れは少ないと判断いたします。下流域の農業用排水施設への支障は少ないものと判断されます。申請地

周囲の同意はいただいております。給排水計画につきましては、給水に関しては、御船町上水道利用計画です。雨水に関しましては、自然浸透、オーバーフロー分を町道路側溝へ放流計画であります。生活雑排水・汚水に関しては、隣接の町道下水に放流する計画であります。50 ページに配置図・平面図・排水計画が記載してあります。確認してください。現状の写真は 51 ページに記載してあります。総合判断として、事務局といたしましては許可相当と判断いたします。

議 長 はい、ありがとうございます。駐車場申請でした。この担当委員 12 番委員お願いいたします。

12 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、事務局・委員から説明がございましたが、何かご意見がございましたらお願いいたします。

全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑤番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、今からの 2 件は事業計画変更届となります。承認申請となっておりますのでよろしくお願いいたします。52 ページをご覧ください。

議案第 14 号 受付番号⑤番。 (株)〇〇〇〇

場所につきましては、54 ページに記載しております、確認ください。土地の所在 地番 面積 現計画 変更はありません。変更箇所としては、〇〇〇工事に伴う現場事務所設置のため、事業計画を申請しておりました。今回、平成 29 年 1 月 10 日に、同地区において新規工事を契約締結しました。引続き、事業を継続したいため、工期を延長する。

変更後の事業計画の詳細

当初：平成 27 年 12 月 21 日～平成 28 年 3 月 31 日（一時転用）

変更後：平成 27 年 12 月 21 日～平成 29 年 3 月 31 日（一時転用）

変更後：平成 27 年 12 月 21 日～平成 30 年 3 月 31 日（一時転用）

が変更となっております。今回で最後の変更となります。原形復旧をしていただかなければなりません。また、延長となる場合は、違う場所で申請を出していただかないと出来ません。よって、今回の申請は、許可相当と判断いたします。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地区担当は、17 番委員意見をよろしくお願いいたします。

17 番 はい、一時転用の延長でありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。工事現場事務所事業計画変更でありました。この件につきまして、皆さんから質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

全委員 ございませぬ。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、⑥番を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、56 ページをご覧ください。

議案第 14 号受付番号⑥番。 ○○○○(株) ○○ ○○

場所につきましては、58 ページに記載しております、確認ください。土地の所在 地番 面積 現計画に変更はありません。熊本地震により県発注工事（ため池）が、8 ヶ月出来なかったため、工期が延長となったことにより事業計画変更届出を出されました。57 ページに、

変更後の事業計画の詳細

当初：平成 28 年 4 月 13 日～平成 29 年 3 月 31 日（一時転用）

変更後：平成 28 年 4 月 13 日～平成 30 年 3 月 31 日（一時転用）

が変更となっております。ため池工事により周辺の集落が安定した営農が出来るかと判断いたします。よって、今回の申請は、許可相当と判断いたします。よろしくお願いいたします。以上

です。

議 長 はい、ありがとうございました。この地区担当は、11 番委員
意見をお願いいたします。

11 番 はい、震災により 8 ヶ月間工事が出来なかったため、一時転用
の延長でありますのでよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。工事現場事務所事業計画変更で
ありました。この件につきまして、皆さんから質問等がござい
ましたらお願いいたします。

全委員 ございません。

議 長 意見がないようですので、この件に関しまして、賛
成の方は、挙手をお願いいたします。 はい、ありがとう
ございます。全委員賛成で、許可相当と判断いたします。意見
書を付けて県へ送付いたします。続きまして、議案第 15 号
を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、60 ページをご覧ください。 議案第 15 号
農業基盤強化促進法第 18 条の基づき別紙について、意見の決
定を求める。

平成 29 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員長 鶴野 幸典。
次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分
です。61 ページ今月の新規分は、賃借権設定です。田の合計
が 14646 m²畑は、5792 m²です。計 20438 m²です。次の 62 ペ
ージをご覧ください。こちらは、再設定分であります。今回は
7 件であります。田の合計が 17377 m²であります。畑の合計は
1476 m²です。計 18853 m²となっております。等はございませ
んので計の 872 m²であります。次の 63 ページです。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地
利用集計計画 を定める。

平成 29 年 3 月 10 日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成 29 年第 3 回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月
分、右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は 32,023
m²畑の累計は、7,268 m²。田畑合計で 39,291 m²となっており
ます。本年累計として、田の 112,195 m²、畑の 24,776 m²、合
計 136,971 m²となっております。所有権移転に関しましては、
田 10,181 m²となっております。畑はございませんので累計は、

10,181 m²です。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。利用権設定一覧・利用集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませつか。 それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 16 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、65 ページをご覧ください。

議案第 16 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 29 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会長 鶴野 幸典。66 ページをご覧ください。こちらは農用地利用配分計画（案）であります。今回は 1 件であります。田の 1 筆 3017 m²であります。場所は、〇〇集落近辺であります。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。農用地利用配分計画（案）を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませつか。 それでは、農用地利用配分計画（案）について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、議案第 17 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、67 ページをご覧ください。

議案第 17 号 別紙のとおり農作業賃金を定めたので、承認を求める。平成 29 年 3 月 10 日提出 御船町農業委員会。68 ページに案ということで掲載しております。内容としては、平成 28 年度と同じ単価となっております。よって平成 29 年度もこの賃金として提案いたします、審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。只今、事務局より農作業基準賃金の説明がございました。この件につきまして、どなたか、改正・質問等は、ございませつか。

全委員 ございませつか。 では意見がございませつかので、そ

れでは、賃金（案）について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。　　続きまして、報告第 5 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局　はい、69 ページをご覧ください。報告第 5 号別紙のとおり「耕作証明書」を発行したので報告する。

平成 29 年 3 月 10 日提出　御船町農業委員会。今月は、1 件の耕作証明を発行しております。耕作証明書の内容としては、70 ページに添付しておりますのでご確認ください。以上です。

議　長　はい、ありがとうございます。これは、報告でありますので皆さんの方でご理解ください。続きまして報告第 6 号をお願いいたします。

事務局　はい、71 ページをご覧ください。

報告第 6 号　下記の農地は、昭和 27 年 10 月 20 日以前から墓地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明する。

（墓地）

土地の所在　〇〇町大字〇〇字〇〇〇△・△

面　　積　△㎡

所　有　者　〇〇　〇〇

平成 29 年 3 月 10 日提出　御船町農業委員会。

こちらにつきましては、机上にお配りしております書類をご覧ください。今回は、非農地証明願いであります。申請者から提出されました。〇〇から行くと、〇〇〇の手前に墓地がありますが、今回の申請地であります。次のページが、現地確認へ行ったときの写真であります。熊本地震によって、墓が崩壊してしまい、現在は、更地になっております。最後のページを見ていただくと、上部の写真が最初に建設された墓であります。下部の写真は後に取った写真であります。参考資料で提出されました。現在残っていない墓について証明を出すのもどうかと思いましたが、県にも問合せをした結果、昭和 27 年以前に立てたという証拠があればどうにかなるのではという返答がございました。証明として出しました。以上です。

議　長　はい、ありがとうございます。非農地証明願いでした。続きまして、事務局よりお願いいたします。

事務局

はい、その他になりますますがよろしいでしょうか。
机上配布しております、御船農業振興地域整備計画の変更届出書でございます。

申出者 ○○県○○○郡○○町○○△△番地
有限会社 ○○○○ 取締役 ○○ ○○○

除外申請地が 10 筆ほどあります。○○の○○・○○ I C 内
大字○○字○○○合計面積△m²。変更理由 貸駐車場
変更後の利用者 ○○都○区○△丁目△番△号
○○○○○株式会社であります。

次ページをご覧ください。

事業の目的及び必要性 昨年 4 月に起きた熊本地震により熊本県全体は甚大な被害を受けました。特に益城町及び御船町ならびに阿蘇地方の西原村・南阿蘇・阿蘇市においては著しく激しい被害を受けており、災害復旧工事は長期にわたると考えられます。現在、至る所でライフラインの災害復旧工事及び家屋の解体工事が行われておりますが、工事車両（トラック・ダンプカー）が不足しておりレンタルリースの工事車両もすでに不足状態であります。そこで、該当土地を災害復旧支援工事に使用するトラックを置く駐車場として使用する計画をいたしました。

転用面積：△m²であります。

給排水計画

給水方法 水道は井戸により給水するため敷地内により堀削して給水する。

雨水処理 敷地内にて自然浸透及び側溝により集水して浸透枿 3 基設置し浸透処理し、オーバーフロー分については、隣接する集水枿に接続放流する。集水枿からの排水先は、北側に位置する河川に放流されている。

汚水・雑排水処理 下水道整備されていない地域なので、汲取り式の簡易トイレを設置します。設置に際しては、法令を遵守し必要な届けを行う。

被害防除策 隣接地へ土砂の流出等がないよう境界に土留め擁壁（L 型擁壁、コンクリートブロック）を築造し工事中に土砂が、流失しないように留意する。といった計画であります。

場所につきましては、3 ページに記載しております。国道 443 号線を○○○方面へ行った○○・○○ I C の入口付近であります。排水計画は、最後のページに記載しております。

農業委員会からの意見としては、ここは、第3種農地と判断しております。転用が可能な農地であります。農業委員会としては、許可相当と判断しております。

議 長 はい、ありがとうございました。農業委員の意見をお願いいたします。担当委員16番委員お願いいたします。

16 番 はい、事務局と現地確認へ参りました。転用に関しては、周囲の状況を見ても何ら問題ないと判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。貸駐車場でしたが、皆さんからご意見等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 では、この件につきまして、承認される方の挙手をお願いいたします。 はい、ありがとうございました。全委員賛成で承認いたしました。続きまして、事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、用途区分の変更申出書がございます。

申出者 ○○県○○○郡○○町大字○△△番地 ○○ ○○

これは、農業委員会の意見を聞くのではなくこのようなことがあったといった報告であります。ご理解ください。面積が△㎡ほどありますので案件として委員会に申請されると思います。

議 長 はい、これは報告としてご理解ください。他にはございませんか。

事務局 ・農業委員さんの旅行の件です。先月、アンケートの結果としては、三陸方面となりました。時期としては、9月・11月が、一番希望が多かったようです。計画を進めてまいります。よろしいでしょうか。旅行代理店へ相談して進めてよろしいでしょうか。11月の中旬でよろしいでしょうか。

・報酬の件

・4月総会の日程 歓送迎会の件

・研修旅行の件

議 長 これで総会は、終了いたします。お疲れ様です。

上記のとおり会議の顛末を記載し相違なきことを

証明するためにここに署名する。

11 番

⑩

12 番

⑩